

民族の自尊心を背負う抗いの難儀¹⁾

——山下英愛『ナショナリズムの狭間から』をめぐる省察——

鄭 柚鎮

1. 「国民基金」と「市民連帯」の遺したもの

1995年7月村山連立政権のもとで設立された「女性のためのアジア平和国民基金」²⁾（以下、国民基金と略記）の活動に対抗し、1996年10月韓国では「強制連行された日本軍『慰安婦』問題の正しい解決のための市民連帯」³⁾（以下、市民連帯と略記）が結成された。

市民連帯は、「犯罪の責任を認めず犠牲者の名誉回復と尊厳が尊重されない場における金銭支給は、彼女たちの人格をもう一度踏みにじる行為だ」⁴⁾とし、「日本軍『慰安婦』制度は明確に人道に反する犯罪である。また朝鮮の娘たち、20万人あまりの人々を日本軍の性奴隷として連行し朝鮮民族を抹殺しようとした犯罪である。（…）ハルモニたちを民族の懷で包み、不幸だった過去の歴史の傷をすべての同胞が治癒していこうと思う。日本帝国主義の汚らわしいお金で我がハルモニたちを再び傷つけないよう、我が民族の自尊心が愚弄されないよう、われわれが守っていくつもりである」という趣旨のもとで募金活動を展開した⁵⁾。1998年5月、その募金は韓国政府の「慰安婦」被害者⁶⁾のための生活安定支援金と合わせて被害者に支給された⁷⁾。

政府は、国民基金のお金と韓国政府の支援金を受け取る事は「二重受領」になってしまうと主張し、国民基金の「償い金」⁸⁾を受領した被害者に対しては、彼女たちがそのお金を国庫に返納する場合に限って支援金を支給するという条件を付けた。その過程で「慰安婦」被害者に「今後日本の国民基金などより金銭を受領しない」という内容の誓約書を書かなければならなかった⁹⁾。

また、国民基金の「償い金」と日本総理の「お詫びの手紙」を受け取った「慰安婦」被害者は市民募金の支給対象からも外された¹⁰⁾。「募金の目的は日本政府から真相究明、公式謝罪と法的賠償などを通じて日本軍「慰安婦」問題の正しい解決のために日本の国民基金を阻止することであり、そして被害者に対する慰労と支援は韓国社会がしなければならないということだった」¹¹⁾、「市民連帯の誠金はそれこそ純粋な道徳的誠金であるので、国民基金が不当なものであることを知りながら、お金のためにそれを受け取ったハルモニに、この誠金を分け与えることはできない」のがその理由とされた¹²⁾。

「挺対協が『国民基金』の受け取りに反対したこと自体は正しかった」と評価する山下は、「ただ、朴氏が批判するように、挺対協がたとえ基金に反対するとしても、ハルモニたちが自分の判断で基金を受けとるか否かを定める権利があったのは間違いない。しかも国民基金に反対して始めた韓国の募金を、基金を受け取ったハルモニを除外して配ったことは行き過ぎであった。この点は挺対協も、また、挺対協と連帯して活動してきた日本の運動体も反省を要する問題だ」¹³⁾と指摘する。

そうした論点について、金富子は、被害者や韓国挺対協が国民基金に拒否的だったのは、国民基金が文字どおり謝罪として「不十分」だったからだとし、「国民基金に反対する過程で国民基金を拒否した被害者と受領した被害者、それらをめぐって被害者間や運動内部で分裂や葛藤がおきたのは事実である。しかしまず問われるべきは、被害者や被害国に必要なない分裂や葛藤をもたらした国民基金の曖昧な金銭による決着という方法なのである。その責任を被害者や支援運動に転嫁するのは本末転倒である」と述べる¹⁴⁾。

市民連帯の執行委員長の金聖在は、(市民連帯が一部の被害者を排除したことに関する和田春樹の指摘について)「幼稚園の児童から大人まで参加して集めた市民連帯の誠金それこそ純粋な道徳的誠金であるので、国民基金が不当なものであることを知りながら、お金のためにそれを受け取ったハルモニに、この誠金を分け与えることはできないのです。(中略)市民連帯が国民基金を受け取ったハルモニを差別したのではありません。反対に国民基金がお金でハルモニを誘惑して、同じ痛みを経験した同僚ハルモニはもとより国民から顔をそむけられるようにしたのです」と、日本政府の公式謝罪と法的賠償を要求するのは、この原則的な解決の道だけが韓国と日本の平和的未来を築くからだと主張する¹⁵⁾。

被害者の選別という結果をもたらしたことに對して出された、「まず問われるべきは、被害者や被害国に必要なない分裂や葛藤をもたらした国民基金の曖昧な金銭による決着という方法なのである。その責任を被害者や支援運動に転嫁するのは本末転倒である」という因果論、「(謝過と賠償という)この原則的な解決の道だけが韓国と日本の平和的未来を築く」という大義名分は何を表しているのか。「慰安婦」被害者の一個人が受けた傷と苦痛は、かかる因果論的な思考や大義名分といかなる関係にあるのか。運動内部の分裂は国民基金の金銭による決着というやり方に起因するのか。「同じ痛みを経験した同僚ハルモニはもとより国民から顔をそむけられる」ようになったとするなら、それは国民基金のせいなのか。国民基金との関わりにおいて何かをやらうとした「慰安婦」被害者の思いは、日韓の平和的未来に對立するのか。

朴裕河は、かかる問題について、「挺対協が国民基金に反対する立場であること自体は、いまは問うまい。しかし、日本の国民基金を受け取った人々を韓国政府の補償金支給対象から除外させ、韓国政府が補償金を支給した人々に日本政府の金を受け取らないという誓約書を書かせたことは、国民基金の正当性の当否を離れて、『慰安婦』個人の意志を被害者支援団体という名のもとに統制し、韓国政府から補償を受ける権利を彼女たちから奪い去った、越権行為(『正義』の暴力)だ」と指摘し、「その正義は、エリート女性がみずからの理想を実現するためのものへと自己目的化してしまっただろうか」と批判する¹⁶⁾。しかし、問われているのは、運動団体の「越権行為」そのものというより、「『慰安婦』個人の意志を被害者支援団体という名のもとに統制し、韓国政府から補償を受ける権利を彼女たちから奪い去った」という一連の過程が如何なる社会的力に支えられていたのかという点であるだろう。なぜなら、市民募金と政府支援金の支給対象から一部の被害者が外されなければならなかったのは、「『正義』の暴力」のためというより、国民基金の「償い金」に関わって「慰安婦」被害者に「そんな汚いお金をもらわないで」と言ってしまう社会的感性、あるいは「彼女たちには、民族の自尊心や歴史の正義を立てる事より、まず食べていけるのが至急のことであった」¹⁷⁾、「(彼女たちは)慰労金の誘惑に耐え切れなかった」¹⁸⁾と、「償い金」と「お詫びの手紙」を受領した被害者のことを経済

的な困難の問題として還元してしまう集団の視線が存在したからである¹⁹⁾。

国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受け取った者が図ろうとした痛みに対する処方、あるいは民族の自尊心を背負うのを拒む「慰安婦」被害者自身の行為を通じて生まれる政治的可能性に関わる論議を封鎖させるのに影響を及ぼした社会的感受性と視線は、「慰安婦」問題における沈黙という領野が単に「慰安婦」被害者だけの問題ではないのをあらわにする。沈黙は、東アジア帝国主義の残虐行為を傍観してきた国際社会と日本国家の沈黙、「慰安婦」制度を含めて徴用・徴兵問題などの植民地被害について終始消極的な態度をとっていた韓国政府の沈黙、性に対する二重規範に関わる家父長制社会の沈黙、被害者の家族と知人などのコミュニティーの沈黙、被害者の沈黙など多重的なものである。「慰安婦」問題をめぐる運動と研究活動を陳腐化させないためにも、そして植民地主義、人種主義、民族主義、性差別と階級差別という重層的暴力の被害者であると同時に、そうした暴力を乗り越え生きてきた生存者としての元「慰安婦」の生の苦痛と欲望を矮小化させないためにも、朴のいう『「正義」の暴力』のことは、上述した「沈黙のカルテル」²⁰⁾という枠組みとの関係性のなかで問題化しなければならないだろう。

「日本は我々の要求した国家次元の賠償と謝罪を拒否し、国民基金という疑わしい民間団体を立てて生活の苦しいハルモニたちを買収する野卑な仕打ちでもう一度我が民族の自尊心を踏みにじっている」²¹⁾という主張、あるいは「この問題は、何人かのハルモニたちだけの問題ではありません。戦争中に日本が「春子」だから、「愛子」だからといて、この個々人を選んで連れて行ったのではなくて、韓国人の未婚の女性だから連れていったんです。制度として、当時の朝鮮に対する政策として行われたのです。だから、それは民族全体の名誉とも関係があるのです。ハルモニたちの一人ひとりの行動は、だから個人の行動にとどまらないのです。それは私たちの全体の、歴史の流れの中の問題なのです」²²⁾という見方。かかる論法からすれば、国民基金の「お詫びの手紙」と「償い金」を受領した者は、「野卑な仕打ちに買収され」「我が民族の自尊心を踏みにじった日本」に協力する側に置かれるようになる。民族の自尊心や名誉というのが説得力を持てば持つほど、「慰安婦」被害者は身動きがとれなくなるのである。なぜなら、「慰安婦」被害者全員が国民基金の「償い事業」すべてを固く拒絶したとしても、国民基金との関わりを持つかもしれないという疑いがある限り、彼女たちは「民族全体の名誉」を裏切りうる者にされるしかないからである。

「民族全体の名誉」を守るために、または「植民地支配の最も克明な傷」²³⁾と民族苦難を説明するために「慰安婦」被害者の経験は持ち上げられたりするのだが、彼女たちは「民族の名誉」のための主体にはなりきれない。彼女たちは、一時は「民族の懷で包む」べき存在とされたが、「日本の汚いお金を貰うかもしれない」という疑いもろとも「誓約書」を書かなければならない立場に置かれてしまう。「慰安婦」問題は「民族全体の名誉」には関係するが、「慰安婦」被害者自身は「民族全体の名誉」とは無縁な存在なのである。アジア「慰安婦」被害者全員に日本総理の「お詫びの手紙」が伝達されなかったこと、韓国の被害者全員に市民募金と政府の生活安定支援金が支給されなかったことは、彼女たちの経験が植民地被害の象徴として、記号として意味化されたというのを表す。

2. 言語・権力・真実²⁴⁾ —絶対的正しさとしての公式謝罪と法的賠償

日本が彼女たちに対する国家的・法的責任と政府次元の公式賠償を回避していることも既に周知のことである。日本は道徳的責任だけを認めて民間レベルの「女性のためのアジア平和国民基金」を通じて被害者一人当たり五百万円ずつ慰労金を支給している。わが国で生存している慰安婦百八十六人の中で七名がこの慰労金の誘惑に耐えることができなかったが、あまりの人々は罪の認めないお金は「魂を汚くさせるお金」とし、受領を拒否している。

東亜日報社が挺身隊問題対策協議会およびMBCと共に8月15日から9月10日まで慰安婦被害者を助けるための募金運動を展開しているのは、このホルモンたちが精いっぱい握りしめている人間としての最後の自尊心を守ってあげるためである。慰安婦ホルモンたちの自尊心を守ることは直ちに民族の自尊を守ることである。

—東亜日報 社説「慰安婦ホルモンを助けよう」、1997年8月24日。

韓国で国民基金のことは、日本政府の謝罪と賠償を回避するために作られたと見なされ、加害主体の責任の曖昧さが問題化された。また、被害者の意思に反する解決方式だ、日本政府が「慰安婦」制度を犯罪行為と認めていないことが国民基金によって浮き彫りにされた、それを犯罪行為と認めないから被害者の経済的困難を利用し民間の慰労金で解決を図ろうとしている、女性運動の成果として出された国際的論議と国連の勧告事項という流れを無視している、というのが国民基金に反対する主な理由とされた²⁵⁾。

日本政府の公式謝罪と法的賠償が「慰安婦」問題を解決するための唯一の道だという主張がよく言われる。国民基金に対する猛烈な反対は、長期にわたって主張されてきた「人道に反する犯罪を犯したのが日本であるから犯罪に対する謝罪と賠償も日本国が行なうべきだ」というロジックに連関する。挺対協の国際協力委員長の姜・恵ジョンは、国民基金のとった方式は戦前の「一億粉砕」のスローガンが敗戦後には「一億総懺悔」に変わったのを連想させる、日本政府が軍人に天皇の賜り物として「慰安婦」を提供し国民を戦場へ突き出したのに、それに対する政府の法的責任は放棄したまま国民に道義上の責任への参加を訴えるのは欺瞞ではないかと反問する。姜は、「私たちは、国民基金の募金に参加した日本国民個々人の善意を疑わない」、だが、日本政府が法的責任を回避し国民に責任を転嫁するかたちの国民基金の事業は、日本の人々の感じる道義上の責任あるいは善意にもかかわらず、被害者に対する単純な「施し」に転落してしまったと評する²⁶⁾。国民基金のいう「償い金」が、韓国で一斉に「慰労金」または「同情金」と訳されたのも、総理の「お詫びの手紙」があまり論議の対象にならなかったのも、それが公式謝罪と法的賠償ではないと判断されたことに密接な関わりをもつ。

問題は、「もしも日本政府がいくらかでも出してくれるなら、たぶんごく少数のホルモンたちはそのお金をもらうために日本政府が要求するままに誓約書でも書いて出すかもしれません。でも生活苦に苦しんでいるにもかかわらず、大部分のホルモンたちは『これまでだって私たちは生きてこられた。法的賠償と真の謝罪がない限り、どんなお金も受け取れない』と主張しています²⁷⁾」というふうに日本政府の謝罪と賠償を求める主張自体では、ない。問わなければな

らないのは、かかる主張が絶対的正しさで見なされる議論のなかで見え難くなる過程上の葛藤の問題である。それは、国民基金の募金活動に参加した学生の「自分の小遣いを節約して、おばあさんたちに渡したい」²⁸⁾という手紙に込められた「善意」のこともかもしれないし、国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受け取った者が図ろうとした「日本全部をくれるとしても私が死んだ後であれば、そのお金は何の意味があるのか」²⁹⁾というある痛みの処し方にかかわることかもしれない。

公式謝罪と法的賠償という運動目標に回収しきれない葛藤のことが無化されるプロセスは、公式謝罪と法的賠償という主張を真実たるものにつなげる。「日本政府の公式謝罪と法的賠償を要求することは、被害者ハルモニの問題解決だけでなく、この原則的な解決の道だけが韓国と日本が正しい隣人の関係で平和的未来を築くことだ」³⁰⁾「慰安婦ハルモニたちの自尊心を守ることは直ちに民族の自尊心を守ることだ」という主張と国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受領した被害者が排除される過程は延長線上にある。

「幼稚園の児童から大人まで参加して集めた市民連帯の誠金はそれぞれ純粋な道徳的誠金であるので、国民基金が不当なものであることを知りながら、お金のためにそれを受け取ったハルモニに、この誠金を分け与えることはできないのです。また国民基金も市民連帯の誠金も受け取るのは不公平なのです」³¹⁾という抗弁、あるいは「私たちが昨年10月から募金をしたときには、国民基金を被害者が貰わないことを前提にして募金をしました。そしてそのことを、この七人は知っていました。(…)私自身も街頭募金に出ました。若い母親たちが幼稚園とかの小さい娘たちを連れて、募金について説明するんです。そして娘たちが1,000ウォンを募金箱に入れるんです。そんな人たちを、どうして裏切れますか」³²⁾という思いは、公式謝罪と法的賠償という絶対的正しさ（真実）を背景にする主張である。すべての韓国人が一つの自我であるということ、また均質的な自尊心を共有しているということを前提にして、日本という他者にこだわりつつそれを克服しようとする抗いにおいて民族の自尊心的なものが社会的パワーとして浮上する。それは、民族内部の異質的な集団を単一化させる支配言説として働きつつ、内部の多声性に対して抑圧的な権力を行使するようになるのである³³⁾。

日本の公式謝罪と法的賠償という解決策は、国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受領した被害者のことより優先すべき価値のあるものとして構成されてゆく。

3. 「『慰安婦』問題へのもう一つの視座」を探って

日本政府の公式謝罪と法的賠償だけが解決の道だという主張は、問題解決の主体を日本にすることによって闘いのキーを日本側にゆだねる。不本意ながら、日本が変わらない限り韓国側は被害者のほうにとどまるしかない二分法的構図を招いてしまうのである。しかし、公式謝罪と法的賠償を求める闘いの向こうで待っているのが、「民族全体の名誉」とか「回復された自尊心」ではなく、せめぎ合うべき関係としての私たち（わが民族）であるとするならば、日本政府の謝罪と賠償だけが解決の道だという主張の行方は、どうなるのか。

民族の裏切る者という扱いを受けながらも国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受領し何らかの決着をつけようとした者たちの登場、あるいは国家補償というかたちが実現された

としても、それをすら拒絶する被害者が出てくる可能性³⁴⁾は、日本政府の公式謝罪と法的賠償だけが「慰安婦」問題の解決の道だという主張を悩ませる。

『慰安婦』問題の解決とは、単に日本政府に公式謝罪と賠償を行わせることだけではないことはいまでもない。人を差別し利用するナショナリズム的思考と闘うことが並行しなければならない。しかも、運動のプロセスから暴力性を取り除くことが必要ではないだろうか。ナショナリズムや私たちの内なる差別意識と向き合いつつ、どれだけ多くの人々と信頼を築き、力を合わせるができるかが、私たちに問われている³⁵⁾という山下は、運動の正しさを主張するというより正しさとは如何なる状況で正しさとしての意味を獲得するようになるのかという過程の問題を凝視する。「慰安婦」被害者の痛みの重さを強調し「被害者の声」を闘いの根拠にする論議（「被害者化」³⁶⁾）とは距離をとりつつ、「癒しが政治になる」³⁷⁾ 関係を探ろうとするのである。かかる関係を想像する作業において、痛みのことは乗り越えなければならない対象としてではなく、介入しなければならないある状況として提起されている。山下が『ナショナリズムの狭間から』見出そうとした『慰安婦』問題へのもう一つの視座とは、未完の关系的な感情としての痛みを工作する議論空間（痛みの変容する場所）、その場の可能性のことかもしれない。

注

- 1) 山下英愛『ナショナリズムの狭間から』を読んだ後、闘えば闘うほどわずらわしい事が増えたり、抵抗の根拠が貧窮に陥ったりするなら、そのときはどうすればいいのかという漠然とした思いがした。本稿は、書評というより整理されていないそうした問いに何か答えを出そうとした試み（essay）である。難儀という言葉には、困難、苦しむこと・なやむこと、わずらわしいこと、貧窮という意味があるというが、私は、未だ、タイトルでの難儀の意味を定めることができない。「民族の自尊心を背負う抗いの難儀」にはかかる意味のすべてがまつわりついているようだ。
- 2) 「女性のためのアジア平和国民基金」は、1995年7月19日設立され2007年3月解散した。現在、「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」を運営中。デジタル記念館では「慰安婦被害者への謝罪と償い活動」としての「アジア女性基金の償い事業」を以下のように紹介している。「元慰安婦個人を対象とした『償い事業』の流れ＝償い金（国民の募金）、総理のお詫びの手紙、医療・福祉支援事業（政府からの拠出金）、理事長の手紙、国民からのメッセージ」（www.awf.or.jp）。国民基金の発足までの経過については、『慰安婦』への償いとは何か-「国民基金」を考える』（戦後補償実現キャンペーン企画、大島孝一ほか編、1996、明石書店）。
- 3) 「強制連行された日本軍『慰安婦』問題の正しい解決のための市民連帯」は、1990年11月発足した「韓国挺身隊問題対策協議会」（www.womenandwar.net、以下、挺対協と略記）の会員団体である24個の女性団体をはじめ、学生団体等など計39個の主要な市民団体が参加した。国会議員、有識者、大学教員などが個人の資格で参加するかたちの幅の広い連合体であった。市民連帯は1996年10月1日結成され1997年5月28日解散した。
- 4) 市民連帯の結成趣旨文。尹美香、2009、「韓国挺対協は何を目指し、どのように闘ってきたのか」『インパクション』168号、143頁。
- 5) 1997年3月1日、「挺身隊ハルモニを助けるための全同胞募金公演」で発表された「同胞宣言」。
- 6) 日本軍「慰安婦」制度下での性暴力被害者のことは、韓国で日本軍性奴隷、軍「慰安婦」、[従軍慰安婦]、日本軍「慰安婦」、元「慰安婦」、慰安婦ハルモニ、挺身隊ハルモニ、被害者ハルモニ、「○○ハルモニ」、[慰安婦]犠牲者、「慰安婦」被害者、「慰安婦」生存者などで呼ばれてきた。かかる呼び名は、

民族の自尊心を背負う抗いの難儀（鄭）

論議の文脈や論者の観点によるが、被害を受けた者自身が多様な方式で意味化されるのを望んだことにもかかわる。（尹美香「韓国挺対協は何を目指し、どのように闘ってきたのか」『インパクション』168号。拙稿「『慰安婦』問題へのもう一つの視座を探って」『インパクション』167号。参照されたい）。本稿では、日本軍の性奴隷制および戦時下の性暴力の問題に傍点を置き、「慰安婦」被害者と表記する。

- 7) 1993年5月、挺対協を中心とした韓国の女性運動に影響され「軍慰安婦の被害者に対する生活安定支援法」が国会で通過された。
- 8) 国民基金のいう「償い金」は、韓国で民間の慰労金、または同情金と訳された。本稿では、国民基金の命名通り「償い金」と表記する。それは、国民基金という組織に対する賛否という立場とは無縁である。国民基金の事業として出された金銭の呼び名に関わって、「国民基金のお金」とか「慰労金」、「同情金」という言い方には、それを受領した被害者のことが一方的に定義されるようで抵抗がある。
- 9) 当時の誓約書の全文は以下のものである。「誓約書 住所/姓名/住民登録番号。上記の本人は大韓民国政府が日帝下での慰安婦被害者の生活安定のために支給する4,300万ウォンの支援金を次の条件のもとで受領します。1. 今後日本の「女性のためのアジア平和国民基金」などより金銭を受領しない。2. 上記に反して日本の「国民基金」などより金銭を受領する場合、それを「挺対協」を通じて日本側に返還する。保健福祉部長官貴下」。
- 10) 1998年7月16日、政府支援金の支給対象外とされた「慰安婦」被害者たちは、ソウル市内で会合をもち、国民基金の「償い金」の為替レートによる差額と韓国政府の支援金の支給を要求した。韓国挺身隊問題対策協議会誌14号（1998年9月号）、18頁。
- 11) 尹美香、2009、「韓国挺対協は何を目指し、どのように闘ってきたのか」『インパクション』168号、142 - 144頁。
- 12) 金聖在、1998、「資料3『創作と批評』誌における往復書簡（和田春樹・高崎宗司・金聖在）」『インパクション』107号、44 - 47頁。「韓国挺身隊問題対策協議会と強制連行された日本軍「慰安婦」問題の正しい解決のための市民連帯は、1997年1月12日、『日本の民間団体が慰労金を極秘に伝達したことは、被害当事者のことは勿論政府、社会团体などの内部混乱を惹き起こすための攪乱策』と批判した。挺対協などは、日本の慰労金の極秘伝達の事態に対して、13日公式意見を明らかにする計画である。また挺対協などは、国家次元の賠償要求を無視し、慰労金を受け取った被害者に対しては、『日本軍慰安婦 生活支援法』にしたがって政府が補助する月50万ウォンの生計支援金を支給しないよう、保健福祉部に建議すると知られた」。韓国日報、1997年1月13日。
- 13) 山下英愛、前掲書、250 - 253頁。
- 14) 金富子「『慰安婦』問題と脱植民地主義-歴史修正主義的な『和解』へ抵抗」『歴史と責任』青弓社、2008、108頁。
- 15) 金聖在「資料3『創作と批評』誌における往復書簡（和田春樹・高崎宗司・金聖在）」『インパクション』107号、1998、46頁。
- 16) 朴裕河、2006、『和解のために-教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社、78頁。
- 17) 「日本側の慰労金が支給されることが可能だったのは、我々の慰安婦出身ハルモニたちの呼応があったからである。でも、誰がお金をもらおうとし、前に出たハルモニたちを非難することができるのだろうか。（…）彼女たちには、民族の自尊心や歴史の正義を立てる事より、まず食べていけるのが至急のことであった。（…）この募金運動が所期の成果を得ることができるとき、我々は慰安婦ハルモニたちに『そんな汚いお金をもらわないで』と堂々と言えるだろう」。文化日報、「暇な当局、切迫した‘ハルモニ’」1997年1月14日。
- 18) 東亜日報 社説「慰安婦ハルモニを助けよう」、1997年8月24日。
- 19) 国民基金の「償い金」と「お詫びの手紙」を受領した者に対する断定の視線は、国民基金に反対し活動してきた日本の運動のなかでも共有されている。「今回の計画を手放しで喜ぶ被害者はいませんが、

- 生活苦の中で、「補償につながるなら募金は受け取る」という被害者がいることも事実です。生きのびるためには仕方がないという被害者と、死んでも募金は受け取れないという被害者。どちらも強いられる選択であり、同じように苦しむ被害者に、「受け取るかどうかは本人次第。とにかく募金は集める」と言い放つ日本政府を、私は許すことができません。山崎ひろみ「週刊金曜日」1995年6月30日11頁。「国民基金の罪は深いですよ。ヘンソンさんのケースだけでなく、他のおばあさんたちも同じでしょう。経済力で人を屈服させてね、新しい傷を負わせているわけですよ、国民基金は」。藤目ゆき・鈴木裕子・加納実記代, 1998, 「女性史と『慰安婦』問題(座談会)」『インパクション』107号, 124頁。
- 20) 梁鉉娥は、「慰安婦」被害・生存者の証言は沈黙のカルテルを破って出てくる、あるいは依然としてそれに包まれている闘争であると指摘する。양현아, 2001, 「증언과역사쓰기-한국인「군위안부」의주체성재현」『사회와역사』(梁鉉娥「証言と歴史を書くということ-韓国人軍慰安婦の主体性再現」『社会と歴史』第60号, 韓国社会史学会, 文学と知性社, 2001)。
- 21) 「慰安婦ハルモニのための募金活動は、単純な慈善行為ではなく我が国民の自尊心を守る道である点において成功しなければならない。今年の初め、日本の「女性のためのアジア平和国民基金」という名の団体が何人かの慰安婦ハルモニたちに「慰労金」支給を強行してトラブルになったことを考えるなら、なおさらのことである。日本は我々の要求した国家次元の賠償と謝罪を拒否し「国民基金」という疑わしい民間団体を立てて生活の苦しいハルモニたちを買収する野卑な仕打ちでもう一度我が民族の自尊心を踏みにじっているからである」。ソウル新聞社説「慰安婦ハルモニを助ける電話」, 1997年2月28日。
- 22) 尹貞玉, インタビュー「国民基金」は何を理解していないか。『世界』1997年11月号。128頁。
- 23) 金・ボンウ, 1998, 「大統領の訪日と歴史清算」, 韓国挺身隊問題対策協議会会誌14号, 4頁。
- 24) 真実とは「特定の言説の法則体系のもとで真実たるものとして認められた何かを意味」し、その「真実たるものを併合し、規定し、証明するのは権力である」という意味合いで「言語・権力・真実」という言い方にした。引用は、『포스트콜로니얼문학이론』민음사(『ポストコロニアル文学理論』1996, 民音社, 270 - 271頁)。
- 25) 한국정신대문제대책협의회 2005 『지울 수 없는 역사, 일본군 '위안부'』(韓国挺身隊問題対策協議会, 2005, 『消すことのできない歴史, 日本軍「慰安婦」』54 - 56頁)。李効再ほか『新東亜』『世界』共同企画・日韓知識人往復書簡「やはり基金の提案は受けいれられない-韓日間に横たわる深淵の深さを見つ」『世界』1995年11月号。鄭・ヒョンベク, 2008, 「国民基金と被害者の声」金富子/中野敏男編『歴史と責任』青弓社。
- 26) 강혜정 2005 「끝나지않은일본의국가책임」『제7회일본군위안부문제아시아연대회의자료집』(姜・恵ジョン, 2005, 「終わっていない日本の国家責任」『第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議資料集』)。
- 27) 李効再ほか『新東亜』『世界』共同企画・日韓知識人往復書簡「やはり基金の提案は受けいれられない-韓日間に横たわる深淵の深さを見つ」『世界』1995年11月号。135 - 136頁。
- 28) 尹貞玉, インタビュー「国民基金」は何を理解していないか。『世界』1997年11月号。128頁。
- 29) 韓国日報, 「日「国民基金」人士と接触したある挺身隊ハルモニ」, 1997年1月14日。
- 30) 金聖在「資料3『創作と批評』誌における往復書簡(和田春樹・高崎宗司・金聖在)」『インパクション』107号, 1998, 46頁。
- 31) 同上。「また国民基金も市民連帯の誠金も受け取るのは不公平なのです」という金聖在の主張は、韓国政府が「慰安婦」被害者に要求した誓約書の根拠となった「二重受領」という見方につながっている。
- 32) 尹貞玉, インタビュー「国民基金」は何を理解していないか。『世界』1997年11月号, 127 - 128頁。
- 33) 金恩実, 中野宣子訳「民族言説と女性」『思想』914号。
- 34) 「戦争, 性暴力, 日本の謝罪と賠償…私はそんなことは知りません。しかし, 日本のお金は貰うことができないんです。最後の自尊心があるからでしょう」。東亜日報, 「『慰安婦ハルモニを助けるための募金』を契機にみた実状」1997年9月4日。

- 35) 山下英愛, 前掲書, 257 頁。
- 36) 梁鉉娥は、「慰安婦」被害者の受けた苦痛に対する理解と「被害者化 (victimization)」の問題は区別しなければならないと述べ、「少なくとも韓国人の従軍慰安婦生存者たちに限って考えるとき、彼女たちの苦痛とは、彼女たちの生存と抵抗の力と共存していた」と指摘する。梁鉉娥「六〇年間の強姦 - 韓国人「従軍慰安婦」の植民後期の傷痕一」『国家／ファミリーの再構築』作品社, 2008, 71 頁。
- 37) 「癒しが政治になる」という表現と問題意識は、富山一郎の考察に負っている。「それは最初に述べた大きな政治と小さな政治という分割の問題でもあるだろう。そしてこの容易に乗り越えられない分割を前提にした上で、両者とも必要だとか、両者の連携という言い方で言い逃れるのはやめておこう。証言をめぐって、こうした分割を持ち込まず、癒しが政治になること。証言にもならない傷への想像力を作り上げること。こうした営みなくして戦後という時間は問題化されないし、平和を作る事はできないのだ」。富山一郎, 2006, 「平和を作るということ」『増補 戦場の記憶』, 247 頁。